

令和6年度 ミニアートギャラリー作品展示ガイド(随時募集)

(展示団体)

1: 展示できる団体は、相模原市内で活動されている団体とします。

展示を希望する団体は、以下に記載する内容を承諾の上、申し込んで下さい。

(展示作品)

2: 作品は、絵画・書・手芸・写真等で、展示スペースに展示可能な作品に限ります。

3: 第三者の権利に抵触する作品及び営利・宗教・政治活動に関わる作品の展示はできません。

(展示場所)

4: 展示場所は、総合学習センター(以下「センター」という。)1階・2階の指定した場所とします。具体的なスペース・寸法等は、別紙を参照にしてください。

(展示期間)

5 : 展示期間は、令和6年4月7日(日)から令和7年3月29日(土)までの指定された期間で、1団体の展示期間は、原則として、準備・撤去を含めて日曜日から土曜日までの1週間とします。

(展示希望の受付)

6 : 受付期間は随時ですので、空きがある限り受付します。

申し込みは先着順とします。空き状況は「令和6年度ミニアートギャラリー 空き状況」でご確認ください。

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、生涯学習センターの窓口へ持参してください。

申込書は、生涯学習センター窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

(展示方法とご注意)

7 : 作品の展示・撤去及びそれに係る付帯作業(パネル組立・解体等)は、展示団体が行ってください。また、これら作業中は、他の利用者の迷惑にならないよう心掛けてください。

8：展示方法は、ワイヤーフック吊り展示、パネル展示または机上に展示する形態に限定します。釘打ちや粘着テープ等での壁面貼付は禁止します。

9：作品名・作者名の名札は、直接壁に貼らないでください。

10：壁や建物、付属設備等の加工はできません。また、展示により、壁や建物を損傷した場合は、展示団体の負担で修復していただくことがあります。

11：額の表面カバーは、原則としてアクリルのものを使用してください。

12：センター入口及び展示場所の看板への案内表示は、展示団体が作成してください。案内表示の団体名称は、申込書記載のものと同一にしてください。

13：展示作品について、第三者の写真撮影を禁止する場合には、看板にその旨を記載してください。

14：展示日程決定後、団体の名称が変更された場合や、やむを得ない事情により、展示を取りやめる場合は、速やかに生涯学習センターへご連絡ください。

15：展示スペースと備品等の寸法については、別途、お尋ねください。

16: テーブルの貸し出しは1階と2階合わせて3台までとし、パネルの貸し出しは1フロアにつき、3枚までとします。なお、どちらも展示団体による持ち込みは禁止します。

(展示の宣伝)

17: 生涯学習センターでは、年間展示予定団体の一覧をホームページに掲載します。

18: 展示団体において、案内・パンフレット等を作成する場合は、必ず、代表者の連絡先・センターの休所日を明記してください。

(展示作品の管理)

19: 展示作品は、すべて展示団体の責任において管理してください。万一、作品の破損や紛失があっても、生涯学習センターでは責任を負いません。

20: 作品その他、私物はお預かりできません。

(その他)

21: センターの休所日は、原則として、毎月第3木曜日及び年末年始(12月29日～1月3日)です。

22 : 社会情勢の変化等により、展示を休止する場合があります。

また、展示場所のレイアウトが変更となる場合がありますので、ご了承

承ください。

23 : 問い合わせ先は次のとおりです。

〒252 - 0239

相模原市中央区中央3 - 12 - 10

生涯学習センター(総合学習センター1階)

電話 042 - 756 - 3443